

## ～「道内建設業担い手確保助成事業」について～

北海道建設業信用保証株式会社は、『道内建設業若年者育成助成事業』のアンケート調査結果に基づき、平成30年度末で終了する同助成事業の後継策として、道内建設業担い手確保助成を以下のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

### 1. 助成対象事業

- (1) 高校生等を対象とした建設業の研修会・現場見学会等  
→ 高校生・高専生等の建設業への就職意欲を喚起するための研修会・現場見学会等として整理
- (2) 高校生等を対象とした施工管理技士等建設業関係の資格取得支援（受験料助成・講習会等開催）  
→ 施工管理技士以外の資格及び資格取得のための講習会等も助成対象として明示
- (3) 児童・生徒・学生等を対象とした建設業についての理解・認識を深めるための事業  
→ 建設業への理解を深める広報・イベント等を助成対象として明示するとともに、対象年齢を引下げ（その保護者や教諭等も可）
- (4) 建設業新入社員合同研修
- (5) 富士教育訓練センター研修参加支援（交通費助成）
- (6) 建設業の生産性向上に関する研修会・講習会等  
→ 追加（年齢を問わない）
- (7) 建設業の働き方改革に関する研修会・講習会等  
→ 追加（年齢を問わない）
- (8) 建設業の女性活躍に関する研修会・講習会等  
→ 技術者以外の女性社員も対象に追加（年齢を問わない）
- (9) その他北海道における建設業の担い手確保に資すると認められる事業

### 2. 助成対象者

北海道において建設業を営む者が構成する以下の団体

- (1) 道建協、地方建協、建専連北海道
- (2) 北海道建青会及びその会員団体
- (3) 市町村建協等

### 3. 助成実施期間

○2019年4月1日～2024年3月31日までの5ヵ年度

→ 現助成と同じ5ヵ年度

### 4. 助成額

- (1) 総額：1億円を限度  
→ 2倍に拡充
- (2) 1年度当たりの助成額：原則として2,000万円  
→ 2倍に拡充

(3) 1事業に係る助成額：原則として180万円以内

→1助成対象者に対し複数の事業の助成可

(4) 助成率：総事業費の9/10を限度（ただし、「1.助成対象事業」の(5)は5/10）

## 5.助成手続き

(1) 申請前の協議

① 助成を受けようとする者は、事業実施の前年度の1月末までに、原則として道建協又は地方建協を経由して助成の可否等について協議

② 当社は、次により助成の可否及び内容を検討のうえ、原則として道建協を経由して内定通知

i. 「1.助成対象事業」の(1)及び(2)の事業は、優先的に助成対象とする（ただし、教材・資料等の制作・配布にとどまると認められる事業は、この限りでない）。

ii. 既存の助成対象事業は、これまでの実績を勘案する。

(2) 助成金の申請及び支払

① 助成対象として内定を受けた者は、事業実施後、事業実施年度の1月末までに、原則として道建協又は地方建協を経由して助成金を申請

② 当社は、道建協等へ通知し助成金を支払

(3) 当面のスケジュール（2019年度分の助成手続き）

年度	1月	2月	3月
2018	2019分 事前協議 <月末>	助成可否等を内定 <下旬>	助成可否等の内定通知 <上旬>
2019	2019分 助成金申請 <月末>	助成金支払を決定 <下旬>	助成金決定通知・支払 <上~中旬>

## 6.その他

○ 現行の「道内建設業若年者育成助成規程」による助成は、今年度末で終了（廃止）

（お問合せ：総務企画部 TEL011-231-4489）